

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

国税 太郎

第5表 (令和6年1月分以降用)

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時特種贈与に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	(第1表の③の金額) [配偶者の法定相続分] $498,600,000 \text{円} \times \frac{1}{2} = 249,300,000 \text{円}$ 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円	②中 249,300,000
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表2の配偶者の①の金額) 円 256,646,350 ② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の②の金額) 円 3,359,600 ③ 未分割財産の価額 (第11表2の配偶者の②の金額) 円 ④ (②-③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0) 円 3,359,600 ⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額) 円 1,000,000 ⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て) 円 254,286,000	
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額) 円	⑧ ④の金額と⑤の金額のうちいずれか少ない方の金額 円	⑨ 課税価格の合計額 (第1表の③の金額) 円
130,505,000	249,300,000	498,600,000
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑧又は⑨の金額) (第1表の配偶者の⑨の金額) 円	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧+⑨) 円
66,557,550	0	65,252,500
配偶者の税額軽減額	(⑧の金額と⑨の金額のうちいずれか少ない方の金額) 円	⑪ 配偶者の税額軽減額 (⑩×⑧+⑨) 円
		65,252,500

(注) ⑪の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑪」欄に転記します。

円単位まで計算した金額を記入します。

配偶者が農業相続人である場合には、第1表の⑩欄の金額を記入します。

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時特種贈与に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	(第3表の③の金額) [配偶者の法定相続分] $,000 \text{円} \times \frac{1}{2} = ,000 \text{円}$ 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円	②中 円
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表2の配偶者の①の金額) 円 ② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の②の金額) 円 ③ 未分割財産の価額 (第11表2の配偶者の②の金額) 円 ④ (②-③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0) 円 ⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額) 円 ⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て) 円	
⑦ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額) 円	⑧ ④の金額と⑤の金額のうちいずれか少ない方の金額 円	⑨ 課税価格の合計額 (第3表の③の金額) 円
00		,000
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑧の金額) (第1表の配偶者の⑨の金額) 円	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧+⑨) 円
配偶者の税額軽減額	(⑧の金額と⑨の金額のうちいずれか少ない方の金額) 円	⑪ 配偶者の税額軽減額 (⑩×⑧+⑨) 円

(注) ⑪の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑪」欄に転記します。

※ 相続税法第19条の2第5項(隠匿又は偽装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用)の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の③の金額)、⑥、⑦、⑧、⑨、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の③の金額)、⑧、⑨及び⑪の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。